

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1859号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（規則第6-75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p>別紙様式第1（第3条関係） 通 勤 届</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> <td>氏名</td> <td>(略)</td> </tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> </table> <p>別紙様式第2（第4条関係） 通 勤 手 当 認 定 簿</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。</td> <td style="text-align: center;"><u>取扱者の確認</u> (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 職 氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	(略)				(略)			(略)	職名		氏名	(略)	(略)				(略)				(略)				上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。	<u>取扱者の確認</u> (略)	年 月 日 職 氏名		<p>別紙様式第1（第3条関係） 通 勤 届</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;"><u>印</u> (略)</td> </tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> <tr><td colspan="4">(略)</td></tr> </table> <p>別紙様式第2（第4条関係） 通 勤 手 当 認 定 簿</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。</td> <td style="text-align: center;"><u>取扱者認印</u> (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 職 氏名</td> <td style="text-align: center;"><u>印</u></td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	(略)				(略)			(略)	職名		氏名	<u>印</u> (略)	(略)				(略)				(略)				上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。	<u>取扱者認印</u> (略)	年 月 日 職 氏名	<u>印</u>
(略)																																																									
(略)			(略)																																																						
職名		氏名	(略)																																																						
(略)																																																									
(略)																																																									
(略)																																																									
上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。	<u>取扱者の確認</u> (略)																																																								
年 月 日 職 氏名																																																									
(略)																																																									
(略)			(略)																																																						
職名		氏名	<u>印</u> (略)																																																						
(略)																																																									
(略)																																																									
(略)																																																									
上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。	<u>取扱者認印</u> (略)																																																								
年 月 日 職 氏名	<u>印</u>																																																								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。